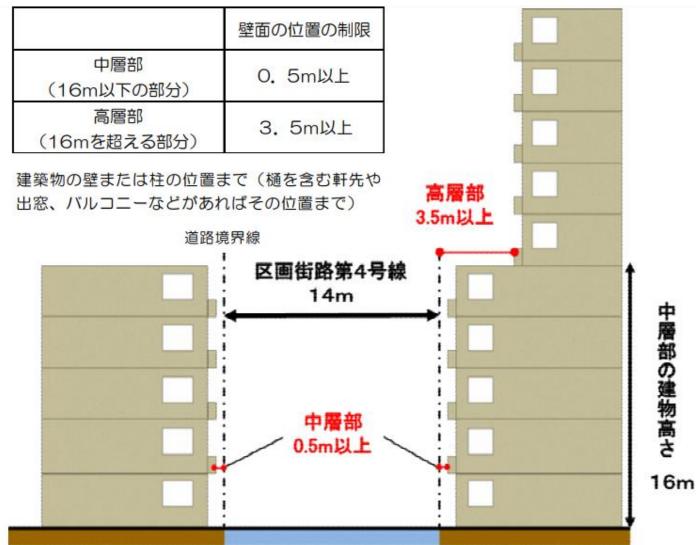
## 壁面後退の制限(建替えのルール)について ver.2

~壁面後退区域における工作物の設置制限について~

### ◆地区計画により建築物の壁面後退について制限しています

0 0

地区整備計画(建替えのルール)が定められた地区では、下図のとおり、建築物の壁面位置について制限が定められています。



# ◆壁面後退区域における工作物の設置について制限しています

壁面の位置の制限により道路境界線から建築物が後退した区域については、<u>門、へい、</u> 広告物、看板、自動販売機等、歩行者の通行の妨げとなるような工作物を設置するこ とはできません。

詳しくは裏面をご覧下さい。

### ◆壁面後退区域における工作物の設置の制限内容について

商店街のにぎわい創出のため、店先空間を設けると共に、安全で快適な歩行環境を 確保するため、壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めています。



### (設置できない例) ※土地に定着するもの・容易に動かせないものは設置不可

自動販売機



宅配ボックス



室外機



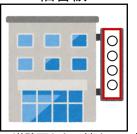
自転車ラック



花壇

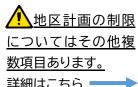


袖看板





塀・ポスト



詳細はこちら



※道路面から下端までの高さが 2.5m 未満のものは不可

#### 【お問い合わせ先】

・地区計画について

中野区 まちづくり推進部 まちづくり事業課 新井薬師前・沼袋駅周辺まちづくり係

電話 03-3228-8827

FAX 03-3228-5417

#### ・地区計画に伴う届け出について

中野区 都市基盤部 建築課 建築審査係(意匠)

電話 03-3228-5596

FAX 03-3228-5668